

平成25年2月3日

法制審議会

刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会 御中

危険運転致死傷罪見直しに関する要望書（修正版）

奈良市西千代ヶ丘

3-26-7

NPO法人 KENTO

代表理事 児島 早苗

携帯 090-4012-2874



先般行われた「交通事故犯罪に関する危険運転致死傷罪見直し」ヒアリングの際に提出させていただいた要望書について要望事項の理由を加筆したものと提出いたします。

要望事項（加筆内容）

以下の内容を要望書に加筆いたします。

**危険運転致死傷罪の適用拡大を求める理由について**

交通事故犯罪被害者が危険運転致死傷罪の適用拡大を求める理由は、根本的には危険運転致死傷罪が故意犯であり、自動車運転致死傷罪が過失犯として規定されていることに理由がある。

故意犯であるが故に、検察官が訴因として危険運転致死罪の適用を検討し、仮に起訴することができたとしても、被告人の故意を立証することができなければ、裁判所は無罪の判決を下すおそれがあり、検察官は立証が容易な過失犯での起訴を余儀なくされてしまう。

わが国の刑法においては、犯罪の成立を肯定するためには、故意の存在が要求されるのが原則（故意犯処罰の原則）である（刑法38条1項）。過失犯は、特別の規定がある場合には、例外的に過失犯を認めているに過ぎない。これは、過失犯を広く処罰すれば、国民の社会活動が委縮し、自由な経済活動に支障がある（自由保障機能）からだと言われている。

確かに、医療分野などでは、医師や看護士などが人の身体・生命を守ろうと活動しているにもかかわらず事故が起こるたびに犯罪者扱いされることは避けなければならないだろう。

しかし、交通事故犯罪においては、故意犯と過失犯の境界があいまいな行為があり、何を「故意」と捉えるかは難しい。現在の危険運転致死傷罪における「故意」は極めて狭い範囲の構成要件になっている。一方、自動車運転致死傷罪は、刑罰の上限が7

年であり、法益侵害の重大性からみれば、極めて短い刑期となっているといわざるを得ず、法益保護機能として不十分である。もっとも、他の犯罪とのバランスから過失犯の刑期の上限を上げることが難しいことも否めない。

そこで、危険運転致死傷罪において検察官が立証すべき犯罪事実を見直し、立証が客観的に容易な犯罪事実に拡張し、危険運転致死傷罪の適用範囲を広げるべきであると考える。

危険運転致死傷罪における「故意」をどのような犯罪事実の認識・予見と考えるべきかが問題となるが、現在の同罪の構成要件（故意の危険運転行為）は以下のように分類されている。（本部会の部会長である西田典之委員著「刑法各論（第6版）」

p. 50-p. 54（弘文堂）より）

1. 酗駕運転致死傷罪
2. 制御困難運転致死傷罪
3. 未熟運転致死傷罪
4. 妨害運転致死傷罪
5. 赤信号無視運転致死傷罪

の5つになる。

危険運転致死傷罪が、形式的に道路交通法違反の罪の結果的加重犯ということができる（前掲「刑法各論（第6版）」p. 49）のであれば、危険運転致死傷罪が前提としている道路交通法における基本犯を上記5つの違反行為に限定することなく、広く適用すべきである。

具体的に適用を拡張すべき道路交通法違反（悪質運転行為）は、以下のとおりである。

- ① 無免許運転
- ② 無保険運転（自賠責保険）
- ③ ひき逃げ
- ④ 飲酒運転
- ⑤ スピード違反運転
- ⑥ 過労運転
- ⑦ てんかん等持病無申告運転
- ⑧ わき見運転
- ⑨ 居眠り運転

なぜ、これらの違反行為に危険運転致死傷罪を適用すべきか、それぞれの理由は以下の通りである。

#### ① 無免許運転

無免許運転は、「3. 未熟運転致死傷罪」に含まれているが、「進行を制御する技能を有しない」とは、基本的な自動車操作の技能を有しないことをいうとされている。

しかし、この解釈では、一度も自動車免許を取得したことがない者であっても、運転技能（ハンドルやブレーキ操作など）さえ備えていれば、未熟運転にならないことになる。

自動車運転免許を取得するためには、運転技能だけではなく、学科試験（交通法規や交通マナー）にも合格できなければならぬのであるから、単に運転技能があるだけで「未熟運転」ではないという解釈は、自動車運転免許制度の実態とそぐわないと考える。

例えば、交通標識を理解できず、右折禁止や一方通行を無視して運転することや適切な安全確認を怠ることによって事故を発生させる危険性が高くなることが考えられる。

したがって、運転免許を一度も取得したことない者が交通事故を起こした場合、行為者において「運転免許を取得したことない」という認識があれば、故意があると認めることができると考える。

検察官は、公訴事実として「被告人は運転免許を取得したことないこと」、「いつ、どこで、どのように事故を発生させ、よって人を死傷させたこと」を証拠によって立証することになる。

一方、交通違反などで運転免許の停止または失効して無免許運転であった場合は、自動車運転致死傷罪の適用を検討する。

## ② 無保険運転(自賠責保険)

自動車を所有する場合は、車検（基本的に2年毎）を受けなければならず、自賠責保険の支払いが必要となる。しかし、改造車や盗難車である場合、車検を通さず、自賠責保険がない状態で使用されることがあり、無保険運転による交通事故犯罪に遭った場合、被害者は二重の苦しみに耐えなければならない。

そこで、無保険運転で事故を発生させた場合に、行為者において「自賠責保険がない」の認識があれば、本罪を適用すべきである。

## ③ ひき逃げ

救護保護義務違反にあたるが、後続車によってさらに法益侵害が拡大する（傷害で済んだ怪我が、死亡事故につながることもある。）おそれがあるので、運転者においてひき逃げの「故意」があれば、本罪を適用すべきある。危険運転致死傷罪の構成要件の行為類型として、救護義務違反運転致死傷罪を追加する。

## ④ 飲酒運転

飲酒運転は、「1. 酗駕運転致死傷罪」に含まれるべきであるが、現在の構成要件は「正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ」となっている。「正常な運転が困難な状態」であることの故意を立証することは極めて困難であり、客観的証拠によつて立証するしかない。

そこで、「正常な運転が困難な状態」という構成要件は削除すべきである。具体的には、「アルコールを摂取して運転し、よって、人を死傷させた」とすべきである。

そして、アルコール摂取については、飲酒の程度にかかわらず、飲酒して自動車を運転しているという「故意」があれば、本罪を適用すべきである。

アルコールを摂取して運転する行為自体が危険な行為であるから、「飲酒運転」という事実があり、よって、人を死傷させ」た場合には無条件に本罪を適用しても、責任主義に反することはないと考える。

#### ⑤ スピード違反運転

スピード違反運転は、「2. 制御困難運転致死傷罪」の含まれるべきであるが、現在の構成要件は「進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させ」となっている。「進行を制御することが困難な高速度」であることの故意を立証することは極めて困難であり、客観的証拠によって立証するしかない。

そこで、この文言を「制限速度の20km/h以上超えた速度で自動車を走行させ」という構成要件にすべきである。

具体的には、通学路 40km/h 以上に適用、生活道 50km/h 以上に適用、高速道 120km/h 以上に適用すべきある。

#### ⑥ 過労運転

過労運転は、「2. 制御困難運転致死傷罪」と同様に故意を立証することは極めて困難であり、客観的証拠によって立証するしかない。

危険運転致死傷罪の構成要件の行為類型として、心身障害運転致死傷罪を追加する。

#### ⑦ てんかん等持病無申告運転

同上。危険運転致死傷罪の構成要件の行為類型として、心身障害運転致死傷罪を追加する。

#### ⑧ わき見運転

わき見運転の程度のひどいものは、本罪を適用すべきである。

「5. 赤信号無視運転致死傷罪」と同様に「殊更に前方を確認することなく」という意味に解釈することを検討する。

#### ⑨ 居眠り運転

行為類型としては、過労運転と同じ。危険運転致死傷罪の構成要件の行為類型として、心身障害運転致死傷罪を追加する。

### 2. 文言の明確化を要望

現行法文言中に、「殊更に…」、や「進行を制御することが困難な高速度…」等の

明確でない言葉が使用され、適用・不適用時に、どのような解釈も有り得ることが判明し、社会問題化している。この度の見直しに際し、国民が理解・納得できるよう具体的・平易な文言使用をしていただきたい。

### 3. 飲酒・速度の明確な数値化を要望

- ①飲酒運転 ⇒ 0.15mm 以上に適用
- ②スピード違反運転 ⇒ 通学路 40km/h 以上に適用
  - 生活道 50km/h 以上に適用
  - 高速道 120km/h 以上に適用

### 4. 万が一の政府交代時も、来年度通常国会に法案提出を固く要望

### 5. 刑事裁判での厳格な審査と適切な刑事罰の適用を要望

裁判所内の量刑基準を見直していただきたい。

刑法の条文内容（刑罰）が厳しくなっても、現状の刑事裁判での判決内容は非常に甘い。法廷では、「任意保険に加入している」「本人が反省している」等と裁判官の口から未だもって常套句のごとく語られ、ほとんどが執行猶予付き判決となっている。この刑の甘さは、交通事故に関して特に顕著である。

検察の求刑通りの判決が出るように裁判所内の基準を見直していただきたい。国民感情とかい離のない量刑を下すことが、事故抑止に反映こそすれ、国民が法を侮る要因とはならない。